

三次市教育委員会告示第5号

三次市立中学校給食栄養管理専門員設置要綱を次のように定める。

平成24年3月19日

三次市教育委員会  
委員長 沖田 稔

三次市立中学校給食栄養管理専門員設置要綱

(設置)

第1条 三次市立中学校給食の栄養管理業務を円滑に行い、中学校給食業務の充実、強化を図ることを目的として、三次市立中学校給食栄養管理専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 専門員は、教育委員会学校教育課に所属し、次の業務を行う。

- (1) 三次市立中学校給食の栄養管理に関する業務を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、これに付随する業務に関すること。

(資格)

第3条 専門員は、次に掲げる要件のいずれかを充足する者でなければならない。

- (1) 管理栄養士
- (2) 栄養士の資格を有している者

(身分及び任命)

第4条 専門員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とし、教育委員会が任命する。

2 専門員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 専門員の報酬及び費用弁償による旅費の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)の定めるところによる。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 専門員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき一般職の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えず、かつ1日につき7時間45分以内とし、あらかじめ所属長がこれを割り振る。

(服務)

第7条 専門員は、勤務に当たって次のことに留意しなければならない。

- (1) 公務員としての自覚と責任を持って、その職務の遂行に努めること。
- (2) 職務上知り得た秘密について、これを他に漏らしてはならないこと。

(免職)

第8条 教育委員会は、専門員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められたとき。
- (2) 専門員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) 専門員を置く必要がなくなったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(三次市立中学校栄養管理業務嘱託員設置要綱の廃止)

2 三次市立中学校栄養管理業務嘱託員設置要綱(平成16年三次市教育委員会告示第15号)は、廃止する。